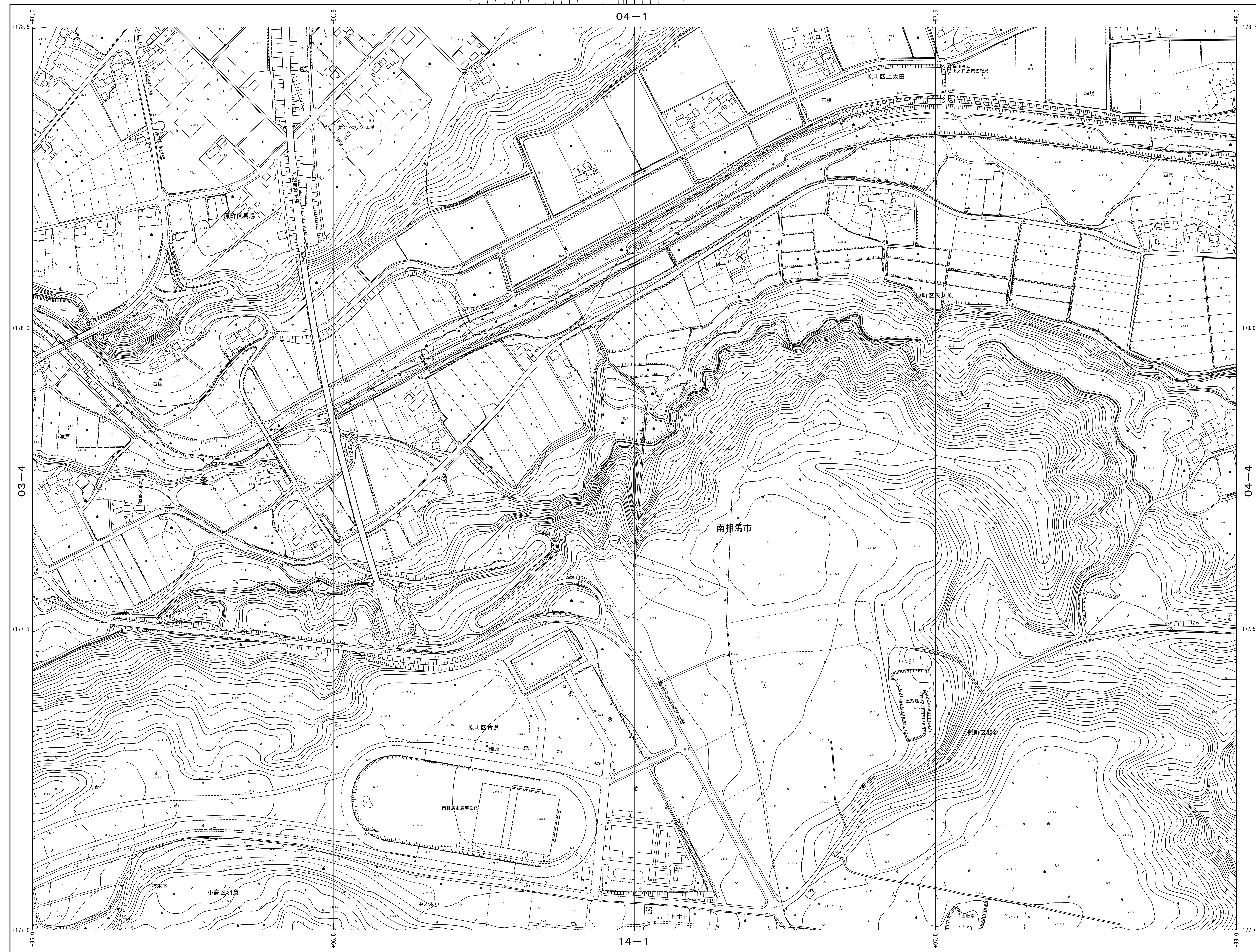


IX-EG 04-3

南 相 馬 都 市 計 画 図



平成 26 年 測量

撮	影	平成25年	9月
現	調	平成26年	3月

現 調 平 成 2 6 年 3 月

「この測量成果は、国土地理院長の承認を得て
同院所管の測量成果を使用して得たものである
(承認番号) 平26 東公 第310号」

(承認番号) 平26 東公 第310号」

計 画 機 関 南 相 馬 市
作 業 機 関 国 際 航 空 株 式 有 限 公 司
許 可 不 可 複 製 を 禁 ず る。

許可なく複製を禁ずる。

許可なく複製を禁ずる。

IX-EG 04-3

	04-1	04-2
03-4		04-4
13-2	14-1	14-2

記 号

	建 物	▲ 37.2	三 角 点
	堅 ろう 建物	● 25.62	水 準 点
	42.3	● 46.2	多角点及び岩石等よりなる基準点
	堅 ろう 観 望 点	▼ 35.1	公共基準点 (三角点)
	25.72	■ 25.72	公共基準点 (水準点)
	観 望 点	▲ 25.72	電子基準点
		● 12.3	電子を有しない
		● 15.9	標高に換算した
			にも異なる

[illegible][illegible][illegible][illegible]

座標系は平成14年国土交通省告示第9号の規定による第Ⅱ座標系
投影は横メルカトル図法
図郭に表示してある座標値はキロメートル単位
方角は0.5キロメートル間隔
高さの基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔は2メートル
平面直交座標値は、世界測地系(2011)による

平面直角座標値は、世界測地系(2011)による

IX-EG 04-3

IX-EG 04-3